

合に必要となる施設の整備は、同種、同規模及び同効用のものの再度の整備に当たらないため、交付の対象となる。

(4) [略]

(5) 交付対象施設等の附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く。）及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費

(6) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費

(7) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物内にある部屋のうち、加工・流通・販売等の業務に関わらない用途にも用いることのできるもの（会議室、事務室、役員室、休憩室、物置、更衣室（ただし、食品衛生管理上、必要不可欠なものは除く。）等）に係る経費

## 第6 費用対効果分析の実施方法

1 [略]

2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次の（1）及び（2）により行うものとする。

(1) 農林水産物等の生産向上に係る効果

ア 農業生産向上効果

(ア) 効果の内容

農業生産向上効果とは、次の a から e までに掲げる効果をいう。

a・b [略]

c 品質等向上効果

当該施設等の整備による生産物の品質向上、ブランド化、市場競争力の強化、販路拡大（直売や他産業との連携（契約栽培）など）等により販売額が増加する効果

d・e [略]

(イ) [略]

イ・ウ [略]

エ 経費節減効果

(ア) [略]

(イ) 算定方法

年効果額は、次の a から d までにより算定する年効果額の合計額とする。

a～d [略]

オ その他の効果

アからエまでに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）が適当と認めるときは、当該効果

合に必要となる機械・施設の整備は、同種、同規模及び同効用のものの再度の整備に当たらないため、交付の対象となる。

(4) [略]

(5) 交付の対象となる施設等の附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く。）及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費

(6) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費

(7) 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要となる施設の建物内の会議室等（ミーティングルーム、専ら会計等を専門に行う事務室、役員室、休憩室等）、物置部屋、更衣室等（食品衛生管理上、必要不可欠なものは除く。）に係る経費

## 第6 費用対効果分析の実施方法

1 [略]

2 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次の（1）及び（2）により行うものとする。

(1) 農林水産物等の生産向上に係る効果

ア 農業生産向上効果

(ア) 効果の内容

農業生産向上効果とは、次の a から e までに掲げる効果をいう。

a・b [略]

c 品質等向上効果

当該施設等の整備による生産物の品質向上、生産物のブランド化、市場競争力の強化、販路拡大（直売や他産業との連携（契約栽培）など）等により販売額が増加する効果

d・e [略]

(イ) [略]

イ・ウ [略]

エ 経費節減効果

(ア) [略]

(イ) 算定方法

年効果額は、次の a から b までにより算定する年効果額の合計額とする。

a～d [略]

オ その他の効果

アからエまでに掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算定方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする。）。

について年効果額を算定することができる（様式は任意とする。）。

(2) [略]

(3) 雇用創出に係る効果

ア 効果の内容

雇用創出に係る効果とは、当該施設の整備によって非農林漁家の雇用が創出される効果をいう。

イ [略]

(4) [略]

3 [略]

4 費用対効果(投資効率) 算定の様式

費用対効果(投資効率) 算定に当たっては、1から3までに定めるところに従い、別紙様式第19号により行うものとする。

#### 第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、次に掲げる項目を含めて事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

(1)～(3) [略]

#### 第8 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、第7の(1)から(3)に掲げる項目を含めて評価報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

#### 第9 事業の改善等

1 事業実施主体は、本要綱第7の2又は第8の2による都道府県知事からの措置等を踏まえ、新商品の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たす場合に限り、新商品の変更を伴う改善計画を作成することができる。

[削る。]

(1) 第4に定める成果目標の変更を伴わないものであること。

(2) 本事業により整備した施設等を活用するものであること。

(3) 新商品の変更が次の①から③までのいずれかに該当すること。

① 商品そのものが新しいこと

② 原料が新しいこと

③ 製法が新しいこと

(2) [略]

(3) 雇用創出に係る効果

ア 効果の内容

雇用創出に係る効果とは、当該施設の整備によって非農家の雇用が創出される効果をいう。

イ [略]

(4) [略]

3 [略]

4 費用対効果(投資効率) 算定の様式

費用対効果(投資効率) 算定に当たっては、1から3までに定めるところに従い、別紙様式第16号により行うものとする。

#### 第7 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、次に掲げる項目を含めて事業実施状況の報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

その際、報告書は、定量的な根拠に基づいて具体的に記載するものとする。

(1)～(3) [略]

#### 第8 事業成果の評価

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、第7の(1)から(3)に掲げる項目を含めて評価報告書を作成し、都道府県知事に報告するものとする。

なお、報告書は、定量的な根拠に基づいて具体的に記載するものとする。

#### 第9 事業の改善等

1 本要綱第8の2により都道府県知事から改善措置の指導を受けた事業実施主体は、新商品の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、新商品の変更を伴う改善計画を作成することができる。

この場合において、都道府県知事が当該改善計画を妥当と認めるときは、当該事業実施主体は、別紙様式第8号により新商品の変更に係る事業計画の変更申請を行うことができる。

2 1の変更申請は、次の全ての要件を満たす場合に限り行うことができる。

(1) 第4に定める成果目標の変更を伴わないものであること。

(2) 本事業により整備した施設の利用が可能であること。

(3) 新商品の変更に当たり、次のいずれかの要件を満たすものであること。

① 商品そのものが新しい

② 原料が新しい

③ 製法が新しい

2 1の改善計画を作成した事業実施主体は、事業実施計画期間中においては、都道府県知事に対し新商品の変更に係る事業計画の変更申請をするものとし、これを受けた都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、当該改善計画を妥当と認めるときは、承認するものとする（なお、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携計画の変更申請及び認定は別途必要である。）。

事業実施計画期間終了後に1の改善計画を作成した事業実施主体は、新商品の変更に係る事業計画の変更について都道府県知事に対し申請するものとし、これを受けた都道府県知事は、当該改善計画を妥当と認めるときは、承認するものとする。

#### 第10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 [略]

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合、当該調達品の製造原価をもって交付対象経費に計上する。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付対象経費に計上する。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付対象経費に計上する。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(注) [略]

#### 第11 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

(削る。)

1 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策

2 「人・農地プランと関連施策の連携について」において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策

3 食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を目的としたHACCPに係る

[新設]

#### 第10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、交付対象経費の中に事業実施主体の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、交付対象事業の実績額の中に事業実施主体の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、交付金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

1 [略]

2 利益等排除の方法

(1) 事業実施主体の自社調達の場合、当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

(3) 事業実施主体の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって交付金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行うものとする。

(注) [略]

#### 第11 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

1 六次産業化・地産地消法の目的において、6次産業化の推進と併せて総合的に推進することとされている地産地消に係る施策

2 地域経済全体の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策

3 「人・農地プランと関連施策の連携について」において、6次産業化施策等と連携することとされている人・農地プランに係る施策

4 食品に起因する衛生上の危害の発生の防止と適正な品質の確保を目的としたHACCPに係る

る施策

- 4 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 5 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた施策
- 6 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に規定する特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

別表1 [略]

別表2

主要作物に係る純益率 (単位：%)

| 作物名  |          | 純益率  |      |
|------|----------|------|------|
|      |          | 作付増加 | 単収増加 |
| 水稲   | 水稲 北海道   | 20   | 78   |
|      | 都府県      | —    | 71   |
|      | 米粉用米     | —    | —    |
|      | 加工用米     | —    | 66   |
| 麦類   | 大麦       | 5    | 74   |
|      | 小麦 田     | —    | 59   |
|      | 畑        | —    | 63   |
| 豆類   | 大豆 田     | —    | 71   |
|      | 畑        | —    | 73   |
|      | らっかせい    | 17   | 78   |
|      | その他豆類    | 20   | 78   |
| 野菜   | なす、ピーマン  | 9    | 76   |
|      | 果実的野菜    | 6    | 75   |
|      | その他果菜類   | 11   | 76   |
|      | ねぎ、ほうれん草 | 5    | 75   |
|      | その他葉茎菜類  | 20   | 78   |
|      | さといも     | 10   | 76   |
|      | その他根菜類   | 16   | 77   |
| 工芸作物 | かんしょ     | —    | 65   |
|      | 原料用ばれいしょ | —    | 69   |
|      | 茶        | —    | 73   |
| 果樹   | みかん      | —    | 68   |
|      | りんご      | —    | 69   |

る施策

- 5 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 6 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた施策
- 7 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法に規定する特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策

別表1 [略]

別表2

主要作物に係る純益率 (単位：%)

| 作物名  |          | 純益率  |      |
|------|----------|------|------|
|      |          | 作付増加 | 単収増加 |
| 水稲   | 北海道      | 8    | 76   |
|      | 都府県      | 1    | 74   |
|      | [新設]     |      |      |
|      | [新設]     |      |      |
| 麦類   | 大麦       | 13   | 77   |
|      | 小麦 田     | —    | 72   |
|      | 小麦 畑     | 35   | 83   |
| 豆類   | 大豆 田     | —    | 68   |
|      | 畑        | —    | 74   |
|      | らっかせい    | —    | 70   |
|      | その他豆類    | 28   | 81   |
| 野菜   | なす、ピーマン  | —    | 72   |
|      | 果実的野菜    | 8    | 76   |
|      | その他果菜類   | 3    | 74   |
|      | ねぎ、ほうれん草 | —    | 73   |
|      | その他葉茎菜類  | 20   | 79   |
|      | さといも     | —    | 73   |
|      | その他根菜類   | 18   | 78   |
| 工芸作物 | かんしょ     | —    | 70   |
|      | その他いも類   | 22   | 79   |
|      | 茶        | —    | 72   |
| 果樹   | みかん      | —    | 68   |
|      | りんご      | —    | 70   |

|              |     |           |           |  |              |           |           |
|--------------|-----|-----------|-----------|--|--------------|-----------|-----------|
|              | かき  | <u>—</u>  | <u>73</u> |  | かき           | <u>1</u>  | <u>74</u> |
|              | なし  | <u>—</u>  | <u>68</u> |  | なし           | <u>—</u>  | <u>70</u> |
|              | もも  | <u>4</u>  | <u>74</u> |  | もも           | <u>15</u> | <u>77</u> |
|              | ぶどう | <u>—</u>  | <u>69</u> |  | ぶどう          | <u>—</u>  | <u>70</u> |
| 飼料作物<br>(牛乳) | 北海道 | <u>11</u> | <u>22</u> |  | 飼料作物<br>(牛乳) | <u>8</u>  | <u>20</u> |
|              | 都府県 | <u>9</u>  | <u>12</u> |  | 都府県          | <u>5</u>  | <u>8</u>  |

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>別記<u>8</u>-2</p> <p style="text-align: center;">加工・直売施設整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い</p> <p><b>第1 事業の実施</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 事業の着手</p> <p>(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。</p> <p>ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に <b>着手</b> する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する交付決定前着手届（別紙様式第<u>20</u>号）を都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、<b>着手</b> 後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとする。</p> <p>5 事業の施工</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 直営施工</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 購入</p> <p>機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合には、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する入札結果報告・着手届（別紙様式第<u>21</u>号）により、都道府県知事に報告するものとする。</p> <p>ただし、次のいずれかに掲げる場合には、随意契約によることができるものとする。</p> <p>なお、(イ) 及び (ウ) に掲げる場合には、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>(3) 請負施工</p> <p>請負施工においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検</p> | <p>別記<u>5</u>-2</p> <p style="text-align: center;">加工・直売施設整備事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い</p> <p><b>第1 事業の実施</b></p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 事業の着手</p> <p>(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。</p> <p>ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に <b>着手工</b> する場合には、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する交付決定前着手届（別紙様式第<u>17</u>号）を都道府県知事に提出するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 都道府県は、(1) ただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、<b>着手工</b> 後においても必要な指導を十分に行うことにより、整備事業が適正に行われるようにするものとする。</p> <p>5 事業の施工</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 直営施工</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 購入</p> <p>機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合には、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関する入札結果報告・着手届（別紙様式第<u>18</u>号）により、都道府県知事に報告するものとする。</p> <p>ただし、次のいずれかに掲げる場合には、随意契約によることができるものとする。</p> <p>なお、(イ) 及び (ウ) に掲げる場合には、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) [略]</p> <p>(3) 請負施工</p> <p>請負施工においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検</p> |

査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 21号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア)～(ウ) [略]

イ・ウ [略]

(4) 委託施工

委託施工においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施工を選択する場合は、第1の1の(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施工との比較検討を行い、委託施工によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 21号により、都道府県知事に報告するものとする。

なお、委託施工における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施工に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施工

代行施工においては、事業実施主体が、事業の施工管理能力を有する設計事務所、全国農業協同組合連合会又は都道府県経済農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と施設等の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施工、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施工契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施工の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア [略]

イ 代行者の選択

代行施工契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 21号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。また、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア)・(イ) [略]

ウ [略]

査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 18号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア)～(ウ) [略]

イ・ウ [略]

(4) 委託施工

委託施工においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施工を選択する場合は、第1の1の(1)に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施工との比較検討を行い、委託施工によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 18号により、都道府県知事に報告するものとする。

なお、委託施工における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施工に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施工

代行施工においては、事業実施主体が、事業の施工管理能力を有する設計事務所、全国農業協同組合連合会又は都道府県経済農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と施設等の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施工、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施工契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施工の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア [略]

イ 代行者の選択

代行施工契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 18号により、都道府県知事に報告するものとする。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。また、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア)・(イ) [略]

ウ [略]

## エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 21号により、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ～ク [略]

## 6 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

一般競争入札については、公告期間は10日間以上（土日祝祭日は算入しない。）を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

また、交付要綱第 20の（2）に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第10号）の提出を求めるものとする。

7・8 [略]

## 第2 [略]

## 第3 事業完了に伴う手続

### 1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関するしゅん功届（別紙様式第 22号）により、都道府県知事に届け出るものとする。

2～5 [略]

## 第4 [略]

## 第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

### 1 交付対象事業費の内容

#### （1）土地基盤整備等

土地基盤整備等とは、本要綱別記 8-1 の第2交付対象施設等の範囲に掲げるもののうち、簡易土地基盤整備等のことであり、工事費（支給品費を含む。）、測量試験費（実施設計書を含む。）、換地費（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に限る。）及び工事雑費を交付対象事業費とする。

## エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を別紙様式第 18号により、都道府県知事に報告するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ～ク [略]

## 6 契約の適正化

整備事業に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手続等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

一般競争入札については、公告期間は10日間以上（土日祝祭日は算入しない。）を確保するものとし、公告は当該事業実施主体及び上部機関等のホームページ、掲示その他の方法により行い、広く周知に努めるものとする。

また、交付要綱第 19の（2）に基づき、競争入札等に参加する者に対して、申立書（交付要綱別記様式第10号）の提出を求めるものとする。

7・8 [略]

## 第2 [略]

## 第3 事業完了に伴う手続

### 1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を食料産業・6次産業化交付金の加工・直売施設整備事業に関するしゅん功届（別紙様式第 19号）により、都道府県知事に届け出るものとする。

2～5 [略]

## 第4 [略]

## 第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

### 1 交付対象事業費の内容

#### （1）土地基盤整備等

土地基盤整備等とは、本要綱別記 5-1 の第2交付対象施設等の範囲に掲げるもののうち、簡易土地基盤整備等のことであり、工事費（支給品費を含む。）、測量試験費（実施設計書を含む。）、換地費（土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に限る。）及び工事雑費を交付対象事業費とする。

(2) [略]

2・3 [略]

#### 第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等(以下「施設等」という。)を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

##### 1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、本要綱別記8-1の第3の1に定められた事業実施主体の範囲内のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 [略]

##### 3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等)に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)内に、当該施設等を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊そうとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。)の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

##### 4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届(別紙様式第23号)により、都道府県知事に届け出るものとする。

5 [略]

別表1

代行施行によることの理由の確認表

(2) [略]

2・3 [略]

#### 第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等(以下「施設等」という。)を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

##### 1 管理主体

管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、本要綱別記5-1の第3の1に定められた事業実施主体の範囲内のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

また、施設等の管理運営は、原則として、以下により、事業実施主体が行うものとする。  
ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

2 [略]

##### 3 財産処分等の手続

事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間(減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数をいう。以下同じ。)内に、当該施設を当該交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準通知」という。)の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

この場合において、都道府県知事は、当該申請の内容を承認するときは、承認基準通知の定めるところにより、その必要性を検討するとともに、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。

##### 4 増築等に伴う手続

事業実施主体は、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、整備事業で取得又は効用の増加した施設等の増築届(別紙様式第20号)により、都道府県知事に届け出るものとする。

5 [略]

別表1

代行施行によることの理由の確認表

| 業務内容                    |  | 検討内容  |
|-------------------------|--|---|
| 1<br>代行施工管理<br>(建設工事)   | (1)実施設計書の作成<br>又は検討  | 事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由<br>(※製造請負工事と一体的に建設工事等を選択する場合は、理由は不要。)  |
|                         | (2)業者選定の執行   | 事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由   |
|                         | (3)入札の執行   | 事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由   |
|                         | (4)施工管理<br>① 施工管理者の確保<br>② 工程の調整<br>③ 工事の監理<br>④ 工事の検査<br>⑤ <u>しゅん</u> 工検査、引渡し | 事業実施主体が、建設工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。<br>事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。 |
| 2<br>製造請負管理<br>(製造請負工事) | (1)基本計画、仕様の作成  | プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由   |
|                         | (2)業者選定の執行   | 事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定できない理由   |
|                         | (3)業者決定の執行   | 事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由   |
|                         | (4)実施設計の検討   | 実施設計の検討を代行者に委託する理由  |
|                         | (5)施工管理<br>① 施工管理者の確保<br>② 工程の調整<br>③ 工事の監理<br>④ 工事の検査<br>⑤ <u>しゅん</u> 工検査、引渡し | 事業実施主体が、プラント工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由<br>事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由 |

別表2～別表4 [略]

| 業務内容                    |  | 検討内容  |
|-------------------------|--|---|
| 1<br>代行施工管理<br>(建設工事)   | (1)実施設計書の作成<br>又は検討  | 事業実施主体が作成しない理由及び設計事務所等に委託しない理由<br>(※製造請負工事と一体的に建設工事等を選択する場合は、理由は不要。)  |
|                         | (2)業者選定の執行   | 事業実施主体が、適正に入札参加業者等を選定できない理由   |
|                         | (3)入札の執行   | 事業実施主体が、適正な競争入札を行うことができない理由   |
|                         | (4)施工管理<br>① 施工管理者の確保<br>② 工程の調整<br>③ 工事の監理<br>④ 工事の検査<br>⑤ <u>竣</u> 工検査、引渡し | 事業実施主体が、建設工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由。<br>事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完成させることができない理由。 |
| 2<br>製造請負管理<br>(製造請負工事) | (1)基本計画、仕様の作成  | プラントの基本設計及び仕様の作成について、代行者の協力が必要な理由   |
|                         | (2)業者選定の執行   | 事業実施主体が、適正にプラント業者等を選定できない理由   |
|                         | (3)業者決定の執行   | 事業実施主体が、適正な競争見積を行うことができない理由   |
|                         | (4)実施設計の検討   | 実施設計の検討を代行者に委託する理由  |
|                         | (5)施工管理<br>① 施工管理者の確保<br>② 工程の調整<br>③ 工事の監理<br>④ 工事の検査<br>⑤ <u>竣</u> 工検査、引渡し | 事業実施主体が、プラント工事を設計図書(図面及び仕様書)と照合し、工事が設計図書のとおりを実施されているか確認することができない理由<br>事業実施主体が、業者を指導監督し、設計書どおりに工事を完了させることができない理由 |

別表2～別表4 [略]

○ 平成31年度食料産業・6次産業化交付金実施要綱（別記9-1）新旧対照表

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>別記9-1</p> <p style="text-align: center;">バイオマス利活用施設整備事業</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業実施主体</p> <p>事業実施主体は、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）であって、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p><u>〔削る〕</u></p> <p>1～5 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 事業実施期間</p> <p>事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、原則3年 <u>を上限に</u> 交付対象期間とするが、<u>複数年度に渡って実施</u> する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。</p> <p>また、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。</p> <p>なお、交付対象期間の途中で事業を <u>中止し施設整備が完了しなかった場合</u>、原則として、<u>過年度に遡及して</u>、既に交付した交付金を返還するものとする。</p> <p>第7 費用対効果分析の実施方法</p> <p>本要綱第4の4に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。</p> <p>1 費用対効果分析の提出</p> | <p>別記6-1</p> <p style="text-align: center;">バイオマス利活用施設整備事業</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業実施主体</p> <p>事業実施主体は、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員となっている地方公共団体又は民間団体等（農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、<u>特例民法法人</u>、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人）であって、次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p><u>ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」という。）であって、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれるものに対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として交付決定を行うことができないものとする。</u></p> <p>1～5 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6 事業実施期間</p> <p>事業工程上、単年度で完了が不可能であると確認できる事業については、原則3年 <u>までを</u> 交付対象期間とするが、<u>複数年度実施</u> する事業については、年度ごとに交付申請を行い、都道府県知事の審査を受けること。</p> <p>また、各年度の交付決定に当たり、次年度以降の交付決定を保証するものではなく、予算上やむを得ない場合には、減額等を行う。</p> <p>なお、交付対象期間の途中で事業を <u>中止した場合</u>、原則として、<u>前年度までに</u> 既に交付した交付金を返還するものとする。</p> <p>第7 費用対効果分析の実施方法</p> <p>本要綱第4の4に定める費用対効果分析は、次により行うものとする。</p> <p>1 費用対効果分析の提出</p> |

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第 24号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

## 2 費用対効果の算定方法

(1) (略)

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア (略)

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第 24号の第 2 に従い算定するものとする。

ウ (略)

(3) (略)

## 第 8 事業の実績報告等

本要綱第 7 の 1 に定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

1 事業実施主体は、事業の最終年度 から 3 年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 1 の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第 14号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業の最終年度 の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第 10号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

## 第 9 事業成果の評価

本要綱第 8 の 1 の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

1 (略)

2 1 の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第 14号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

## 第 10 (略)

## 第 11 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、以下の施策との連携等に配慮するものとする。

1 「SDG s 未来都市計画」における自治体による SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に係る施策

事業実施主体は、投資に対する効果が適正かどうか判断し、投資が過剰とならないよう、投資効果等を十分に検討するとともに、整備する施設等の費用対効果分析については、別紙様式第 21号により本事業の費用対効果分析を行い、事業実施計画書と併せて提出するものとする。

## 2 費用対効果の算定方法

(1) (略)

(2) 妥当投資額の算定は、次のアからウまでにより行うものとする。

ア (略)

イ 妥当投資額の算定に用いる年効果額は、別紙様式第 21号の第 2 に従い算定するものとする。

ウ (略)

(3) (略)

## 第 8 事業の実績報告等

本要綱第 7 の 1 に定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業実施状況の報告は、次により行うものとする。

1 事業実施主体は、事業完了年度 から 3 年間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、報告書を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 1 の事業実施状況の報告書は、事業の実施状況に関する項目（別紙様式第 11号に規定されている項目）について、具体的に作成し、決算書等を添付するものとする。

なお、事業完了年度 の報告は、事業完了後速やかに都道府県知事に提出するものとし、事業実施計画書（別紙様式第 7号）に準じて作成する事業実施結果に係る報告書及び出来高設計書を添付するものとする。

## 第 9 事業成果の評価

本要綱第 8 の 1 の定めにより、事業実施主体が都道府県知事へ報告する事業成果の評価の報告は、次により行うものとする。

1 (略)

2 1 の事業成果の評価報告書は、事業の評価に関する一般的な項目（別紙様式第 11号に規定されている項目）について具体的に作成し、提出に当たっては、決算書等、施設の運営状況を確認できる書類を添付するものとする。

## 第 10 (略)

## 〔新設〕

|  |          |
|--|----------|
| <u>2 「中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱」に基づき、都道府県が策定する地域別農業振興計画に位置付けられた施策</u> |          |
| 別紙 1 (略)   | 別紙 1 (略) |

○ 平成31年度食料産業・6次産業化交付金実施要綱（別記9-2）新旧対照表

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>別記9-2</p> <p style="text-align: center;">バイオマス利活用施設整備事業に関する交付対象事業事務及び<br/>交付対象事業費の取扱い</p> <p>第1 事業の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業の着手</p> <p>(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。</p> <p>ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する交付決定前着手届（別紙様式第25号）を都道府県知事等に提出するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5 事業の施行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 直営施行</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 購入</p> <p>機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第26号）。</p> <p>ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。</p> <p>なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(3) 請負施行</p> <p>請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督</p> | <p>別記6-2</p> <p style="text-align: center;">バイオマス利活用施設整備事業に関する交付対象事業事務及び<br/>交付対象事業費の取扱い</p> <p>第1 事業の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業の着手</p> <p>(1) 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。</p> <p>ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、都道府県等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した食料産業・6次産業化交付金のバイオマス利活用施設整備事業に関する交付決定前着手届（別紙様式第22号）を都道府県知事等に提出するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>5 事業の施行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 直営施行</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 購入</p> <p>機械及び機器の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログ、参考見積等を入手することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあっては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。</p> <p>また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第23号）。</p> <p>ただし、次のいずれかに掲げる場合にあっては、随意契約によることができるものとする。</p> <p>なお、(イ)及び(ウ)に掲げる場合にあっては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(3) 請負施行</p> <p>請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督</p> |

及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 26号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）～（ウ）（略）

イ・ウ（略）

（4）委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行を選択する場合は、第1の1の（1）に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 26号）。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

（5）代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）と施設等の、実施設計書の作成又は検討、工事の実施、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア（略）

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 26号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。

及び検査等は、次によるものとする。

ア 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は、入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 23号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。

なお、（イ）及び（ウ）に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

（ア）～（ウ）（略）

イ・ウ（略）

（4）委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、委託施行を選択する場合は、第1の1の（1）に定める総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 23号）。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

（5）代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）と施設等の、実施設計書の作成又は検討、工事の実施、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア（略）

イ 代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難い場合にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

また、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事に報告するものとする（別紙様式第 23号）。

ただし、次のいずれかに掲げる場合にあつては、随意契約によることができるものとする。

る。

なお、(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア)・(イ) (略)

ウ (略)

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事等に報告するものとする(別紙様式第26号)。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ～ク (略)

6～8 (略)

第2 (略)

第3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出るものとする(別紙様式第27号)。

2 (略)

3 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の(1)及び(2)により、事業完了から別記9-1第9の1に定める評価の報告年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

(1)・(2) (略)

4 (略)

第4 (略)

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

る。

なお、(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付すときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

(ア)・(イ) (略)

ウ (略)

エ 施工業者の選定

建築施工業者及び機械・施設等の製造請負人の選定は、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、入札資格を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

なお、事業実施主体は入札終了後、速やかにその結果を都道府県知事等に報告するものとする(別紙様式第23号)。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象事業費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。

また、都道府県等は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ～ク (略)

6～8 (略)

第2 (略)

第3 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、工事が完了したときは、速やかにその旨を都道府県知事に届け出るものとする(別紙様式第24号)。

2 (略)

3 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の(1)及び(2)により、事業完了から別記6第9の1に定める評価の報告年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

(1)・(2) (略)

4 (略)

第4 (略)

第5 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1・2 (略)

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が複数の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア～ウ (略)

エ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表4に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

〔削る〕

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとする。

（ア）～（ウ） (略)

4 (略)

第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

1・2 (略)

3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、1事業が複数の施行方法により実施される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行については、交付対象事業費の構成・積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

その他の工事費の積算等については、請負施行に準ずるものとする。

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

機械器具のみの購入に係るものについては、本機、附属作業機等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア・ウ (略)

エ 工事雑費

工事雑費は、事業実施主体が事業を施行することに伴い、現地事務所等において、直接必要とする別表4に掲げる使途基準を満たす経費とし、事業の施行態様に応じて積算するものとする。その額は、原則として、工事価格及び測量試験費（実施設計費を含む。）の合計額の3.5パーセントに相当する額以内とする。

オ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費の5パーセントに相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事を単位として適用するものとする。

ただし、以下の（ア）から（ウ）までの要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約を単位として適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合は、次の要件にかかわらず区分できるものとする。

（ア）～（ウ） (略)

4 (略)

第6 交付対象事業により整備した施設等の管理運営等について

事業実施主体は、整備事業により交付金の交付を受けて整備した施設等（以下「施設等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理運営は、原則として事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事等が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。

|   |   |
|---|---|
| <p>管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、別記<u>9</u>－1第2に定められた事業実施主体の要件を満たす団体の範囲内（ただし、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員かどうかは問わない）のものとする。</p> <p>この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。</p> <p>2～5（略）</p> | <p>管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、別記<u>6</u>－1第2に定められた事業実施主体の要件を満たす団体の範囲内（ただし、産業都市構想に位置付けられた事業実施体制の構成員かどうかは問わない）のものとする。</p> <p>この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。</p> <p>2～5（略）</p> |
| <p>別表1～別表4（略）</p>   | <p>別表1～別表4（略）</p>   |

○ 平成31年度食料産業・6次産業化交付金実施要綱「別紙様式」新旧対照表

| 改正案  |                 |         |        |      | 現行   |                  |            |         |        |      |      |
|--|-----------------|---------|--------|------|--|------------------|------------|---------|--------|------|------|
| 別紙様式第1号（加工・直売の支援体制整備事業）  |                 |         |        |      | 別紙様式第1号（加工・直売の支援体制整備事業）  |                  |            |         |        |      |      |
| 年 月 日  |                 |         |        |      | 年 月 日  |                  |            |         |        |      |      |
| 食料産業・6次産業化交付金（加工・直売の支援体制整備事業）実施計画書   |                 |         |        |      | 食料産業・6次産業化交付金（加工・直売の支援体制整備事業）実施計画書   |                  |            |         |        |      |      |
| 都道府県知事 殿   |                 |         |        |      | 都道府県知事 殿   |                  |            |         |        |      |      |
| 所在地<br>事業実施主体名<br>代表者の役職及び氏名   |                 |         |        |      | 所在地<br>事業実施主体名<br>代表者の役職及び氏名   |                  |            |         |        |      |      |
| 印  |                 |         |        |      | 印  |                  |            |         |        |      |      |
| 食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。 |                 |         |        |      | 食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。 |                  |            |         |        |      |      |
|  | 事業メニュー          | 様式      | チェック欄  |      |  | 事業メニュー           | 様式         | チェック欄   |        |      |      |
| 1  | 6次産業化等に関する戦略の策定 | 別添1     |        | 1    |  | 6次産業化等に関する戦略の策定  | 別添1        |         |        |      |      |
| 2  | 人材育成研修会の開催      | 別添2     |        | 2    |  | 人材育成研修会の開催       | 別添2        |         |        |      |      |
| [削る。]  | [削る。]           | [削る。]   |        | 3    |  | <u>商談会等の開催支援</u> | <u>別添3</u> |         |        |      |      |
| (注) 作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。   |                 |         |        |      | (注) 作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。   |                  |            |         |        |      |      |
| 注1：事業メニューごとに別添1 <u>又は</u> 別添2の様式を記載し提出すること。                                |                 |         |        |      | 注1：事業メニューごとに別添1 <u>から</u> 別添3までの様式を記載し提出すること。                              |                  |            |         |        |      |      |
| 注2・3（略）  |                 |         |        |      | 注2・3（略）  |                  |            |         |        |      |      |
| 別添1 6次産業化等に関する戦略の策定  |                 |         |        |      | 別添1 6次産業化等に関する戦略の策定  |                  |            |         |        |      |      |
| 1 事業の目的及び効果等   |                 |         |        |      | 1 事業の目的及び効果等   |                  |            |         |        |      |      |
| (1)～(3)（略）   |                 |         |        |      | (1)～(3)（略）   |                  |            |         |        |      |      |
| (4) 事業の成果目標  |                 |         |        |      | (4) 事業の成果目標  |                  |            |         |        |      |      |
| ア（略）   |                 |         |        |      | ア（略）   |                  |            |         |        |      |      |
| イ 定量的な目標の推移  |                 |         |        |      | イ 定量的な目標の推移  |                  |            |         |        |      |      |
|  | 定量的な目標          | 事業実施前年度 | 事業実施年度 | 第2年度 | 第3年度   |                  | 定量的な目標     | 事業実施前年度 | 事業実施年度 | 第2年度 | 第3年度 |

|  |      |      |      |      |
|--|------|------|------|------|
|  | ( 年) | ( 年) | ( 年) | ( 年) |
|  |      |      |      |      |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ・エ (略)

(5) (略)

2～4 (略)

別添2 人材育成研修会の開催

1 事業の目的及び効果等

(1)～(3) (略)

(4) 事業の成果目標

ア (略)

イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度<br>( 年) | 事業実施年度<br>( 年) | 第2年度<br>( 年) | 第3年度<br>( 年) |
|--------|-----------------|----------------|--------------|--------------|
|        |                 |                |              |              |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ・エ (略)

(5) (略)

2～4 (略)

[削る。]

|  |        |        |        |        |
|--|--------|--------|--------|--------|
|  | (平成 年) | (平成 年) | (平成 年) | (平成 年) |
|  |        |        |        |        |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ・エ (略)

(5) (略)

2～4 (略)

別添2 人材育成研修会の開催 (略)

1 事業の目的及び効果等

(1)～(3) (略)

(4) 事業の成果目標

ア (略)

イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度<br>(平成 年) | 事業実施年度<br>(平成 年) | 第2年度<br>(平成 年) | 第3年度<br>(平成 年) |
|--------|-------------------|------------------|----------------|----------------|
|        |                   |                  |                |                |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ・エ (略)

(5) (略)

2～4 (略)

別添3 商談会等の開催支援

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の課題と課題を踏まえた事業の目的を記載すること。  
 ※商談会等の開催が「6次産業化のうち加工・直売分野における市場規模の拡大」にどのように寄与するか記載すること。

(2) 事業の効果

※事業で実施する取組が地域農業や地域経済にどのように波及するか記載すること。  
 ※商談会等を複数の都道府県で共同して開催することによる農林漁業者等に対する効果を記載すること。(北海道又は沖縄県が単独開催する場合は、農林漁業者等に対する効果を記載すること。)

(3) 事業の連携体制

※連携する都道府県におけるそれぞれの役割分担等を記載すること。  
※他の事業者と連携して事業を行う場合は当該事業者の名称及び役割等を記載すること。  
※他の事業者に本事業を委託する場合は、委託先名、委託する事業内容及び委託する理由を記載すること。

(4) 開催戦略

※開催方針（募集対象、特徴）及び実施内容等を記載すること。  
※募集対象者（出展事業者）、募集数（出展数）及び参加バイヤー（想定を含む。）を記載すること。

(5) 事業実施後の実施方針

※事業実施年度以降の6次産業化事業等を推進するための取組及びスケジュールを記載すること。

(6) 事業の成果目標

ア 成果目標の概要

※達成すべき定量的な数値目標を記載すること。  
※定量的な目標例：別表参照

イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度<br>(平成 年) | 事業実施年度<br>(平成 年) | 第2年度<br>(平成 年) | 第3年度<br>(平成 年) |
|--------|-------------------|------------------|----------------|----------------|
|        |                   |                  |                |                |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ 事業成果・効果の検証方法

※イの目標の達成状況を確認できる成果指標を記載すること。  
※上記指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、検証する方法を記載すること。

エ 目標年度までの事業活動

※イにおいて、第2年度又は第3年度に目標値を設定した場合は、設定した年度に取り組む予定の事業内容を記載すること。

(5) 事業内容

ア 商談回の開催

| 名称 | 開催時期 | 開催場所 | 出展者数 | 参加バイヤー | 開催内容 |
|----|------|------|------|--------|------|
|    |      |      |      |        |      |

イ 事前説明会の開催

| 名称 | 開催時期 | 開催場所 | 参加人数 | 開催内容 | 備考 |
|----|------|------|------|------|----|
|    |      |      |      |      |    |

ウ 個別相談会の開催

| 名称 | 開催時期 | 開催場所 | 参加人数 | 開催内容 | 備考 |
|----|------|------|------|------|----|
|    |      |      |      |      |    |

エ シンポジウムの開催

| 名称 | 開催時期 | 開催場所 | 参加人数 | 開催内容 | 備考 |
|----|------|------|------|------|----|
|    |      |      |      |      |    |

オ ニーズ調査の実施

| 実施時期 | 調査方法 | 調査人数 | 調査内容 | 備考 |
|------|------|------|------|----|
|      |      |      |      |    |

注：作成する場合に記載すること。

カ 商談会に要する資料の作成

| 作成部数 | カタログ等の内容、活用方法（配布先を含む。） | 備考 |
|------|------------------------|----|
|      |                        |    |

注：作成する場合に記載すること。

キ 報告書の作成・配布

| 作成部数 | 主な配布先 | 備考 |
|------|-------|----|
|      |       |    |

2 行政施策等との関連制等

該当する項目にチェックすること。

(1) 「地産地消促進計画」を策定しているか。

該当する  該当しない

(2) 「人・農地プラン」を策定しているか。

該当する  該当しない

(3) 「地域再生計画」に位置付けられた取組か。

該当する  該当しない

(4) 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組か。

該当する  該当しない

(5) 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

該当する  該当しない

### 3 事業費積算書

(1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

(2) 積算内訳

| 区分                                      | 員数 | 単価 | 金額 | 備考(員数等の根拠等) |
|---|----|----|----|-------------|
| ※事業の実施内容と積算の<br>関係が分かるよう具体的に<br>記載すること。 |    | 円  | 円  |             |
| 合計                                      |    |    |    |             |
| 交付金額                                    |    |    |    |             |

注1：交付金額の備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には、「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2：事業の一部を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を事業費積算書中に明記すること。

①委託先が決定している場合は委託先名

②委託する事業の内容及びそれに要する経費

注3：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、算定すること。

### 4 添付書類

ア 共同で商談会等を開催することを共同で開催する都道府県が証する書面

イ 地産地消促進計画

ウ 「人・農地プラン」の内容を確認できる資料

エ 地域再生計画に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であることを確認できる資料

オ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であることを確認できる資料

カ 農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料

別表

加工・直売の支援体制整備事業における成果目標及び指標の参考例

| メニュー名             | 目標（○年後）                                 | 指標                                      | 単位                       |
|-------------------|---|---|--------------------------|
| 1 6次産業化等に関する戦略の策定 | 都道府県（又は市町村）内における6次産業化関連事業の市場規模の拡大       | 都道府県（又は市町村）内における6次産業化関連事業の年間販売金額（又は伸び率） | 円（％）                     |
|                   | 都道府県（又は市町村）内における総合化事業計画の認定（更新を含む。）件数の増加 | 都道府県（又は市町村）内における総合化事業計画の認定件数            | 件                        |
|                   | 都道府県（又は市町村）内における新商品開発に取り組む農林漁業者等の増加     | 都道府県（又は市町村）内における新商品開発に取り組んだ農林漁業者等の数     | 件                        |
|                   | 都道府県（又は市町村）内における戦略に基づき育成する事業者数の増加       | 都道府県（又は市町村）内における育成した事業者の数               | 件                        |
|                   | 都道府県（又は市町村）内における戦略に基づき法人化する事業体数の増加      | 都道府県（又は市町村）内における法人化した事業体の数              | 件                        |
|                   | 都道府県内の戦略策定（更新を含む。）市町村の増加                | 都道府県内の戦略策定（更新を含む。）市町村の数                 | 件                        |
|                   | 2 人材育成研修会の開催                            | 6次産業化等に着手する農林漁業者等の増加                    | 研修受講後に6次産業化に着手した農林漁業者等の数 |
| 総合化事業計画の認定件数の増加   |   | 総合化事業計画の認定件数                            | 件                        |

キ その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

注：イ～カの資料については、2の（1）～（5）の項目において「該当する」のチェックをした場合に添付すること。

別表

加工・直売の支援体制整備事業における成果目標及び指標の参考例

| メニュー名             | 目標（○年後）                                 | 指標                                      | 単位                       |
|-------------------|---|---|--------------------------|
| 1 6次産業化等に関する戦略の策定 | 都道府県（又は市町村）内における6次産業化関連事業の市場規模の拡大       | 都道府県（又は市町村）内における6次産業化関連事業の年間販売金額（又は伸び率） | 円（％）                     |
|                   | 都道府県（又は市町村）内における総合化事業計画の認定（更新を含む。）件数の増加 | 都道府県（又は市町村）内における総合化事業計画の認定件数            | 件                        |
|                   | 都道府県（又は市町村）内における新商品開発に取り組む農林漁業者等の増加     | 都道府県（又は市町村）内における新商品開発に取り組んだ農林漁業者等の数     | 件                        |
|                   | 都道府県（又は市町村）内における戦略に基づき育成する事業者数の増加       | 都道府県（又は市町村）内における育成した事業者の数               | 件                        |
|                   | 都道府県（又は市町村）内における戦略に基づき法人化する事業体数の増加      | 都道府県（又は市町村）内における法人化した事業体の数              | 件                        |
|                   | 都道府県内の戦略策定（更新を含む。）市町村の増加                | 都道府県内の戦略策定（更新を含む。）市町村の数                 | 件                        |
|                   | 2 人材育成研修会の開催                            | 6次産業化等に着手する農林漁業者等の増加                    | 研修受講後に6次産業化に着手した農林漁業者等の数 |
| 総合化事業計画の認定件数の増加   |   | 総合化事業計画の認定件数                            | 件                        |

|       |                         |                             |       |   |           |                         |                             |      |  |
|-------|-------------------------|-----------------------------|-------|---|-----------|-------------------------|-----------------------------|------|--|
|       | 新たに新商品開発に取り組んだ農林漁業者等の増加 | 研修受講後に新たに商品開発に取り組んだ農林漁業者等の数 | 人     |   |           | 新たに新商品開発に取り組んだ農林漁業者等の増加 | 研修受講後に新たに商品開発に取り組んだ農林漁業者等の数 | 人    |  |
| 〔削る。〕 | 〔削る。〕                   | 〔削る。〕                       | 〔削る。〕 | 3 | 商談会等の開催支援 | 参加者の年間販売額の増加            | 年間販売金額（又は伸び率）               | 円（％） |  |
|       | 〔削る。〕                   | 〔削る。〕                       | 〔削る。〕 |   |           | 参加者の新商品の年間販売金額の増加       | 年間販売金額（又は伸び率）               | 円（％） |  |
|       | 〔削る。〕                   | 〔削る。〕                       | 〔削る。〕 |   |           | 参加者の販路拡大                | 販売先の数                       | 件    |  |
|       | 〔削る。〕                   | 〔削る。〕                       | 〔削る。〕 |   |           | 参加者の新商品の製品化数の増加         | 製品の数                        | 件    |  |

| <p>別紙様式第2号（加工・直売の推進支援事業）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">食料産業・6次産業化交付金（加工・直売の推進支援事業）実施計画書</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地<br/>事業実施主体名<br/>代表者の役職及び氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業メニュー</th> <th>様式</th> <th>チェック欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>加工適性のある作物の導入</td> <td>別添1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>新商品・販路開拓の実施</td> <td>別添2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>直売所の売上向上に向けた多様な取組</td> <td>別添3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> |                    | 事業メニュー | 様式    | チェック欄 | 1 | 加工適性のある作物の導入 | 別添1 |  | 2 | 新商品・販路開拓の実施 | 別添2 |  | 3 | 直売所の売上向上に向けた多様な取組 | 別添3 |  | <p>別紙様式第2号（加工・直売の推進支援事業）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">食料産業・6次産業化交付金（加工・直売の推進支援事業）実施計画書</p> <p>都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">所在地<br/>事業実施主体名<br/>代表者の役職及び氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業メニュー</th> <th>様式</th> <th>チェック欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>加工適性のある作物導入</td> <td>別添1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>新商品・販路開拓の実施</td> <td>別添2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>直売所の売上げ向上に向けた多様な取組</td> <td>別添3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> |  | 事業メニュー | 様式 | チェック欄 | 1 | 加工適性のある作物導入 | 別添1 |  | 2 | 新商品・販路開拓の実施 | 別添2 |  | 3 | 直売所の売上げ向上に向けた多様な取組 | 別添3 |  |
|---|--------------------|--------|-------|-------|---|--------------|-----|--|---|-------------|-----|--|---|-------------------|-----|--|---|--|--------|----|-------|---|-------------|-----|--|---|-------------|-----|--|---|--------------------|-----|--|
|   | 事業メニュー             | 様式     | チェック欄 |       |   |              |     |  |   |             |     |  |   |                   |     |  |   |  |        |    |       |   |             |     |  |   |             |     |  |   |                    |     |  |
| 1   | 加工適性のある作物の導入       | 別添1    |       |       |   |              |     |  |   |             |     |  |   |                   |     |  |   |  |        |    |       |   |             |     |  |   |             |     |  |   |                    |     |  |
| 2   | 新商品・販路開拓の実施        | 別添2    |       |       |   |              |     |  |   |             |     |  |   |                   |     |  |   |  |        |    |       |   |             |     |  |   |             |     |  |   |                    |     |  |
| 3   | 直売所の売上向上に向けた多様な取組  | 別添3    |       |       |   |              |     |  |   |             |     |  |   |                   |     |  |   |  |        |    |       |   |             |     |  |   |             |     |  |   |                    |     |  |
|   | 事業メニュー             | 様式     | チェック欄 |       |   |              |     |  |   |             |     |  |   |                   |     |  |   |  |        |    |       |   |             |     |  |   |             |     |  |   |                    |     |  |
| 1   | 加工適性のある作物導入        | 別添1    |       |       |   |              |     |  |   |             |     |  |   |                   |     |  |   |  |        |    |       |   |             |     |  |   |             |     |  |   |                    |     |  |
| 2   | 新商品・販路開拓の実施        | 別添2    |       |       |   |              |     |  |   |             |     |  |   |                   |     |  |   |  |        |    |       |   |             |     |  |   |             |     |  |   |                    |     |  |
| 3   | 直売所の売上げ向上に向けた多様な取組 | 別添3    |       |       |   |              |     |  |   |             |     |  |   |                   |     |  |   |  |        |    |       |   |             |     |  |   |             |     |  |   |                    |     |  |

|   |                        |     |  |
|---|------------------------|-----|--|
| 4 | 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大 | 別添4 |  |
| 5 | 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発  | 別添5 |  |

(注) 作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。

注1～3 (略)

別添1 加工適性のある作物の導入

1 事業の目的及び効果等

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体の概要

ア～キ (略)

[削る。]

[削る。]

[削る。]

(4) 事業の成果目標

ア (略)

イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度<br>(年) | 事業実施年度<br>(年) | 第2年度<br>(年) | 第3年度<br>(年) |
|--------|----------------|---------------|-------------|-------------|
|        |                |               |             |             |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ・エ (略)

(5)・(6) (略)

2 市町村戦略との関連性

(1) (略)

(2) (1)で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※ 本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。

[削る。]

3～5 (略)

|   |                         |     |  |
|---|-------------------------|-----|--|
| 4 | 施設給食における地場産農林水産物等の利用の拡大 | 別添4 |  |
| 5 | 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発   | 別添5 |  |

(注) 作成した事業メニューのチェック欄に「○」を記載すること。

注1～3 (略)

別添1 加工適性のある作物導入

1 事業の目的及び効果等

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体の概要

ア～キ (略)

ク 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日

ケ 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携計画の認定年月日

注：総合化事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者、農商工等連携計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者については、概要欄に記入し、ク、ケに認定年月日を記載すること（「別紙」として総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の写し等を添付することができる。）

(4) 事業の成果目標

ア (略)

イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度<br>(平成 年) | 事業実施年度<br>(平成 年) | 第2年度<br>(平成 年) | 第3年度<br>(平成 年) |
|--------|-------------------|------------------|----------------|----------------|
|        |                   |                  |                |                |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ・エ (略)

(5)・(6) (略)

2 市町村戦略との関連性

(1) (略)

(2) (1)で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※ 本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。

※ 本事業計画を都道府県に提出する時点で市町村戦略が策定されていない場合にあっては、当該市町村の戦略策定状況を当該市町村が証する書面を添付すること。

3～5 (略)

別添2 新商品開発・販路開拓の実施

1 事業の目的及び効果等

- (1)・(2) (略)
- (3) 事業実施主体の概要
  - ア～キ (略)
  - [削る。]
  - [削る。]
  - [削る。]

(4) 事業の成果目標

- ア (略)
- イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度<br>( 年) | 事業実施年度<br>( 年) | 第2年度<br>( 年) | 第3年度<br>( 年) |
|--------|-----------------|----------------|--------------|--------------|
|        |                 |                |              |              |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

- ウ・エ (略)
- (5)・(6) (略)

2 市町村戦略との関連性

- (1) (略)
- (2) (1)で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※ 本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。  
[削る。]

3～5 (略)

別添3 直売所の売上向上に向けた多様な取組

- 1 事業の目的及び効果等
  - (1)・(2) (略)
  - (3) 事業実施主体の概要
    - ア～キ (略)
    - [削る。]
    - [削る。]

別添2 新商品開発・販路開拓の実施

1 事業の目的及び効果等

- (1)・(2) (略)
- (3) 事業実施主体の概要
  - ア～キ (略)
  - ク 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日
  - ケ 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携計画の認定年月日
  - 注：総合化事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者、農商工等連携計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者については、概要欄に記入し、ク、ケに認定年月日を記載すること（「別紙」として総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の写し等を添付することができる。）

(4) 事業の成果目標

- ア (略)
- イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度<br>(平成 年) | 事業実施年度<br>(平成 年) | 第2年度<br>(平成 年) | 第3年度<br>(平成 年) |
|--------|-------------------|------------------|----------------|----------------|
|        |                   |                  |                |                |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

- ウ・エ (略)
- (5)・(6) (略)

2 市町村戦略との関連性

- (1) (略)
- (2) (1)で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※ 本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。  
※ 本事業計画を都道府県に提出する時点で市町村戦略が策定されていない場合にあっては、当該市町村の戦略策定状況を当該市町村が証する書面を添付すること。

3～5 (略)

別添3 直売所の売上<sup>げ</sup>向上に向けた多様な取組

- 1 事業の目的及び効果等
  - (1)・(2) (略)
  - (3) 事業実施主体の概要
    - ア～キ (略)
    - ク 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日
    - ケ 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携計画の認定年月日

[削る。]

(4) 事業の成果目標

ア (略)

イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度<br>( 年) | 事業実施年度<br>( 年) | 第2年度<br>( 年) | 第3年度<br>( 年) |
|--------|-----------------|----------------|--------------|--------------|
|        |                 |                |              |              |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ・エ (略)

(5)・(6) (略)

2 市町村戦略との関連性

(1) (略)

(2) (1) で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※ 本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。

[削る。]

3～5 (略)

別添4 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大

1 事業の目的及び効果等

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体の概要

ア～キ (略)

[削る。]

[削る。]

[削る。]

(4) 事業の成果目標

ア (略)

イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度 | 事業実施年度 | 第2年度 | 第3年度 |
|--------|---------|--------|------|------|
|        |         |        |      |      |

注：総合化事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者、農商工等連携計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者については、概要欄に記入し、ク、ケに認定年月日を記載すること（「別紙」として総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の写し等を添付することができる。）

(4) 事業の成果目標

ア (略)

イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度<br>(平成 年) | 事業実施年度<br>(平成 年) | 第2年度<br>(平成 年) | 第3年度<br>(平成 年) |
|--------|-------------------|------------------|----------------|----------------|
|        |                   |                  |                |                |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ・エ (略)

(5)・(6) (略)

2 市町村戦略との関連性

(1) (略)

(2) (1) で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※ 本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。

※ 本事業計画を都道府県に提出する時点で市町村戦略が策定されていない場合にあつては、当該市町村の戦略策定状況を当該市町村が証する書面を添付すること。

3～5 (略)

別添4 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大

1 事業の目的及び効果等

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体の概要

ア～キ (略)

ク 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日

ケ 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携計画の認定年月日

注：総合化事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者、農商工等連携計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者については、概要欄に記入し、ク、ケに認定年月日を記載すること（「別紙」として総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の写し等を添付することができる。）

(4) 事業の成果目標

ア (略)

イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度 | 事業実施年度 | 第2年度 | 第3年度 |
|--------|---------|--------|------|------|
|        |         |        |      |      |

|  |      |      |      |      |
|--|------|------|------|------|
|  | ( 年) | ( 年) | ( 年) | ( 年) |
|  |      |      |      |      |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ・エ (略)

(5)・(6) (略)

2 市町村戦略との関連性

(1) (略)

(2) (1)で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※ 本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。  
[削る。]

3～5 (略)

別添5 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発

1 事業の目的及び効果等

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体の概要

ア～キ (略)

[削る。]

[削る。]

[削る。]

(4) 事業の成果目標

ア (略)

イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度<br>( 年) | 事業実施年度<br>( 年) | 第2年度<br>( 年) | 第3年度<br>( 年) |
|--------|-----------------|----------------|--------------|--------------|
|        |                 |                |              |              |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ・エ (略)

(5)・(6) (略)

|  |        |        |        |        |
|--|--------|--------|--------|--------|
|  | (平成 年) | (平成 年) | (平成 年) | (平成 年) |
|  |        |        |        |        |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ・エ (略)

(5)・(6) (略)

2 市町村戦略との関連性

(1) (略)

(2) (1)で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※ 本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。  
※ 本事業計画を都道府県に提出する時点で市町村戦略が策定されていない場合にあっては、当該市町村の戦略策定状況を当該市町村が証する書面を添付すること。

3～5 (略)

別添5 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発

1 事業の目的及び効果等

(1)・(2) (略)

(3) 事業実施主体の概要

ア～キ (略)

ク 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日

ケ 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携計画の認定年月日

注：総合化事業計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者、農商工等連携計画の認定を受けた者又は受ける見込みの者については、概要欄に記入し、ク、ケに認定年月日を記載すること（「別紙」として総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の写し等を添付することができる。）

(4) 事業の成果目標

ア (略)

イ 定量的な目標の推移

| 定量的な目標 | 事業実施前年度<br>(平成 年) | 事業実施年度<br>(平成 年) | 第2年度<br>(平成 年) | 第3年度<br>(平成 年) |
|--------|-------------------|------------------|----------------|----------------|
|        |                   |                  |                |                |

注：目標年度は事業実施年度から3年以内とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。

ウ・エ (略)

(5)・(6) (略)

2 市町村戦略との関連性

(1) (略)

(2) (1) で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※ 本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。  
 [削る。]

3～5 (略)

別表

加工・直売の推進支援事業における成果目標及び指標の参考例

| メニュー名                    | 目 標 (○年後)              | 指 標                              | 単 位            |
|--------------------------|------------------------|----------------------------------|----------------|
| 1 加工適性のある作物の導入           | 加工適性のある作物の作付面積の拡大      | 作付面積                             | m <sup>2</sup> |
|                          | 加工適性のある作物を活用した新商品数     | 新商品の数                            | 件              |
| 2 新商品開発・販路開拓の実施          | 新商品の開発数                | 新商品の数                            | 件              |
|                          | 新商品の製品化                | 製品化の数                            | 件              |
|                          | 新たな売り先の増加              | 販売先の数                            | 件              |
|                          | 新商品の販売金額の増加            | 商品の年間販売金額                        | 円              |
|                          | 農林漁業経営における所得の増加        | 所得                               | 円              |
| 3 直売所の売上向上に向けた多様な取組      | 6次産業化商品を販売する直売所の販売額の増加 | 6次産業化商品の年間販売金額                   | 円              |
|                          | 新商品の販売金額の増加            | 新商品の年間販売金額                       | 円              |
|                          | 直売所の収支率の向上             | 直売所の収支率 (%)                      | %              |
|                          | 新商品の開発数                | 新商品の数                            | 件              |
|                          | 来客数の増加                 | 年間来客数                            | 人              |
| 4 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大 | 地場産農林水産物等の利用の増加        | 地場産農林水産物等の利用率の向上 (品目数ベース又は重量ベース) | %又は t          |

2 市町村戦略との関連性

(1) (略)

(2) (1) で「該当する」をチェックした場合は、市町村の戦略に基づいて行う取組に該当すると判断した理由を記載すること。

※ 本事業計画における取組について、当該市町村戦略のどの部分に該当するかを具体的に記載すること。  
 ※ 本事業計画を都道府県に提出する時点で市町村戦略が策定されていない場合にあつては、当該市町村の戦略策定状況を当該市町村が証する書面を添付すること。

3～5 (略)

別表

加工・直売の推進支援事業における成果目標及び指標の参考例

| メニュー名                    | 目 標 (○年後)              | 指 標                              | 単 位            |
|--------------------------|------------------------|----------------------------------|----------------|
| 1 加工適性のある作物導入            | 加工適性のある作物の作付面積の拡大      | 作付面積                             | m <sup>2</sup> |
|                          | 加工適性のある作物を活用した新商品数     | 新商品の数                            | 件              |
| 2 新商品開発・販路開拓の実施          | 新商品の開発数                | 新商品の数                            | 件              |
|                          | 新商品の製品化                | 製品化の数                            | 件              |
|                          | 新たな売り先の増加              | 販売先の数                            | 件              |
|                          | 新商品の販売金額の増加            | 商品の年間販売金額                        | 円              |
|                          | 農林漁業経営における所得の増加        | 所得                               | 円              |
| 3 直売所の売上向上に向けた多様な取組      | 6次産業化商品を販売する直売所の販売額の増加 | 6次産業化商品の年間販売金額                   | 円              |
|                          | 新商品の販売金額の増加            | 新商品の年間販売金額                       | 円              |
|                          | 直売所の収支率の向上             | 直売所の収支率 (%)                      | %              |
|                          | 新商品の開発数                | 新商品の数                            | 件              |
|                          | 来客数の増加                 | 年間来客数                            | 人              |
| 4 施設給食における地場産農林水産物等の利用拡大 | 地場産農林水産物等の利用の増加        | 地場産農林水産物等の利用率の向上 (品目数ベース又は重量ベース) | %又は t          |

|                         |                  |                                 |       |
|-------------------------|------------------|---------------------------------|-------|
|                         | 新たなメニュー・加工品開発    | メニュー・加工品開発数                     | 件     |
|                         | 新商品の開発数          | 新商品の数                           | 件     |
| 5 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発 | 新商品の開発数          | 新商品の数                           | 件     |
|                         | 新商品の販売額の増加       | 新商品の年間販売金額                      | 円     |
|                         | 地場産農林水産物等の利用量の増加 | 地場産農林水産物等の利用率の向上（品目数ベース又は重量ベース） | %又は t |

|                         |                  |                                 |       |
|-------------------------|------------------|---------------------------------|-------|
|                         | 新たなメニュー・加工品開発    | メニュー・加工品開発数                     | 件     |
|                         | 新商品の開発数          | 新商品の数                           | 件     |
| 5 地場産農林水産物等を利用した介護食品の開発 | 新商品の開発数          | 新商品の数                           | 件     |
|                         | 新商品の販売額の増加       | 新商品の年間販売金額                      | 円     |
|                         | 地場産農林水産物等の利用量の増加 | 地場産農林水産物等の利用率の向上（品目数ベース又は重量ベース） | %又は t |

別紙様式第3号（地域での食育の推進事業）

（略）

（別紙様式第3号別添）

地域での食育の推進事業実施計画（事業実施主体計画）

第1（略）

第2 総括表

| 区分          | 事業費 | 負担区分 |        | 事業の委託                            | 備考 |
|-------------|-----|------|--------|----------------------------------|----|
|             |     | 交付金  | 事業実施主体 |                                  |    |
| 地域での食育の推進事業 | 円   | 円    | 円      | (1)委託先<br>(2)委託する事業の内容及びそれに要する経費 |    |
| 合計          |     |      |        |                                  |    |

（注）（略）

第3（略）

別紙様式第3号（地域での食育の推進事業）

（略）

（別紙様式第3号別添）

地域での食育の推進事業実施計画（事業実施主体計画）

第1（略）

第2 総括表

| 区分          | 事業費 | 負担区分 |        | 事業の委託                            | 備考 |
|-------------|-----|------|--------|----------------------------------|----|
|             |     | 交付金  | 事業実施主体 |                                  |    |
| 地域での食育の推進事業 | 円   | 円    | 円      | (1)委託先<br>(2)委託する事業の内容及びそれに要する経費 |    |
| 合計          |     |      |        |                                  |    |

（注）（略）

第3（略）

別紙様式第4号（バイオマス利活用推進事業）

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金  
（バイオマス利活用推進事業）実施計画書

都道府県知事 殿

所在地  
事業実施主体名  
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。

別紙様式第4号（バイオマス利活用推進事業）

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金  
（バイオマス利活用推進事業）実施計画書

都道府県知事 殿

所在地  
事業実施主体名  
代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）第5の1に基づき、事業実施計画を提出する。

別紙様式第4号

食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）実施計画書

|  |          |     |
|--|----------|-----|
| (1) 事業実施地域   |          |     |
| (2) 事業実施主体名  |          |     |
| ○ 事業実施主体の概要<br>※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。 |          |     |
| 事業担当者名及び連絡先  | 氏名（ふりがな） |     |
|  | 所属（部署名等） |     |
|  | 役職       |     |
|  | 所在地      |     |
|  | 電話番号     | FAX |
|  | E-mail   |     |
| (3) (略)  |          |     |
| (4) (略)  |          |     |
| (5) (略)  |          |     |
| (6) <u>製造物</u> （見込み）   |          |     |

別紙様式第4号

食料産業・6次産業化交付金（バイオマス利活用推進事業）実施計画書

|  |          |     |
|--|----------|-----|
| (1) 事業実施地域   |          |     |
| (2) 事業実施主体名  |          |     |
| ○ 事業実施主体の概要<br>※代表者名及び役職名、資本金、従業員数、主たる業種、主な事業内容、設立日、出資者（出資比率含む）等を記載。 |          |     |
| 事業担当者名及び連絡先  | 氏名（ふりがな） |     |
|  | 所属（部署名等） |     |
|  | 役職       |     |
|  | 所在地      |     |
|  | 電話番号     | FAX |
|  | E-mail   |     |
| (3) (略)  |          |     |
| (4) (略)  |          |     |
| (5) (略)  |          |     |
| (6) <u>成果物</u> の販路・販売先（見込み）  |          |     |

|  |  |
|--|--|
| <p>ア <u>製造物</u>の種類</p> <p>イ <u>主たる製造物量</u> (年間 <u>製造量</u>)<br/> <u>年間製造量</u> : ○,○○○□/年 (□には kg、t、L、GJ、Nm<sup>3</sup>、kwh 等)<br/> (・時間当たり設備能力 : ○○□/h<br/> ・日 <u>製造量</u> : ○○○□/日<br/> ・年間 <u>製造</u> 日数 : ○○○日/年)</p> <p>例) 年間バイオガス <u>製造量</u> : ○○Nm<sup>3</sup>/年、年間発電量 : ○○kwh/年、<br/> <u>年間熱製造量</u> : ○○GJ/年<br/> BDF : ○○L/年、エタノール : ○○L/年</p> <p>ウ 副産物量<br/> 年間○○<u>製造量</u> : ○○○□/年 (□には kg、t、L 等)<br/> 例) 年間液肥 <u>製造量</u> : ○○ t/年、年間堆肥 <u>製造量</u> : ○○ t/年、グリセリン : ○○ t/年</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ <u>製造物</u>の品質の確保<br/> ※<u>製造物</u>の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載。</p> |  |
| (7) 事業費  |  |
| <p>ア 事業費積算内訳書 (別紙様式 4-1)<br/> ※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。<br/> ※<u>見積り</u>による場合は、3社以上の見積書を添付すること。<br/> ※各項目ごとに内訳が <u>分かる</u> ように整理すること。</p> <p>イ 費用負担の方法及び資金調達 (別紙様式 4-2)<br/> ※自己負担資金以外の不足分 <u>について</u> 金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。</p>   |  |
| (8) (略)  |  |
| (9) (略)  |  |

|   |  |
|---|--|
| <p>ア <u>バイオマスの成果物</u>の種類</p> <p>イ <u>成果物量</u> (年間 <u>生産量</u>)<br/> <u>年間成果物量</u> : ○,○○○□/年 (□には kg、t、L、GJ、Nm<sup>3</sup>、kwh 等)<br/> (・時間当たり設備能力 : ○○□/h<br/> ・日 <u>生産量</u> : ○○○□/日<br/> ・年間 <u>生産</u> 日数 : ○○○日/年)</p> <p>例) 年間バイオガス <u>生産量</u> : ○○Nm<sup>3</sup>/年、年間発電量 : ○○kwh/年、<br/> <u>年間熱利用量</u> : ○○GJ/年<br/> 液肥 : ○○t/年、BDF : ○○L/年、エタノール : ○○L/年</p> <p>ウ 副産物量<br/> 年間○○<u>生産量</u> : ○○○□/年 (□には kg、t、L 等)<br/> 例) 年間液肥 <u>生産量</u> : ○○ t/年、年間堆肥 <u>生産量</u> : ○○ t/年、グリセリン : ○○ t/年</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ <u>成果物</u>の品質の確保<br/> ※<u>成果物</u>の品質が販売先等の受入条件になっている場合、受入条件、品質及び品質管理方法について記載。</p> |  |
| (7) 事業費   |  |
| <p>ア 事業費積算内訳書 (別紙様式 4-1)<br/> ※公的な積算資料に基づき算定されていること。公的積算基準によらない場合、根拠となる資料を添付すること。<br/> ※<u>見積もり</u>による場合は、3社以上の見積書を添付すること。<br/> ※各項目ごとに内訳が <u>わかる</u> ように整理すること。</p> <p>イ 費用負担の方法及び資金調達 (別紙様式 4-2)<br/> ※自己負担資金以外の不足分 <u>を</u> 金融機関の融資等を予定している場合、その金融機関の関心表明書等を添付すること。</p>  |  |
| (8) (略)   |  |
| (9) (略)   |  |

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
| <p>(10) 実施体制</p> <p>ア 実施体制図<br/>※実施に必要な組織、委託先等を記載 <u>すること</u>。</p> <p>イ 発注業者の選定方法</p> <p>ウ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等<br/>※調査や設計等の実績、実施内容等を記載 <u>すること</u>。</p>  |  |  | <p>(10) 実施体制</p> <p>ア 実施体制図<br/>※実施に必要な組織、委託先等を記載。</p> <p>イ 発注業者の選定方法</p> <p>ウ 過去の類似・関連事業の実績、実施内容等<br/>※調査や設計等の実績、実施内容等を記載。</p>  |  |  |
| <p>(11) (略)</p>  |  |  | <p>(11) (略)</p>  |  |  |
| <p><u>(12) 行政施策との関連性について</u></p> <p><u>以下の施策と連係している取組であるか記載すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>都道府県バイオマス活用推進計画</u></li> <li>・ <u>SDGs 未来都市計画における自治体 SDGs の推進に資する取組</u></li> </ul>  |  |  | <p>[新設]</p>  |  |  |
| <p>(13) (略)</p>  |  |  | <p>(12) (略)</p>  |  |  |
| <p>別紙様式 4-1 号 事業費積算内訳書 (略)</p>   |  |  | <p>別紙様式 4-1 号 事業費積算内訳書 (略)</p>   |  |  |
| <p>別紙様式 4-2 号 費用負担の方法及び資金計画 (略)</p>  |  |  | <p>別紙様式 4-2 号 費用負担の方法及び資金計画 (略)</p>  |  |  |
| <p>別紙様式 4-3 号 事業実施予定スケジュール (略)</p>   |  |  | <p>別紙様式 4-3 号 事業実施予定スケジュール (略)</p>   |  |  |
| <p><b>添付資料 (再掲)</b></p> <p>(1) 事業実施主体の概要が分かる資料<br/>ア・イ (略)<br/>ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあつては、食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書 (別紙様式第 12号)<br/>ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料</p> <p>(2) ~ (8) (略)</p> <p><u>(9) 都道府県バイオマス活用推進計画、SDGs 未来都市計画における「自治体SDGsの推進に資する取組」と連係している取組である場合には、連係している取組であることが分かる資料。</u></p> <p>※ (略)</p> |  |  | <p><b>添付資料 (再掲) (略)</b></p> <p>(1) 事業実施主体の概要が分かる資料<br/>ア・イ (略)<br/>ウ 事業実施主体が特認団体である場合にあつては、食料産業・6次産業化交付金の特認団体認定申請書 (別紙様式第 9号)<br/>ただし、ア又はイに掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料</p> <p>(2) ~ (8) (略)</p> <p>[新設]</p> <p>※ (略)</p> |  |  |

別紙様式第5号（営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業）

（略）

（別紙様式第5号）

営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業に係る事業実施計画書

1. 事業実施主体及びコンソーシアムの構成員の概要

※事業実施主体及び事業実施主体が主導するコンソーシアムを構成している又は構成する予定の者（会社・団体等）について、営業経歴（沿革）などの概要を会社・団体等ごとに、記載すること。

※コンソーシアムを構成している 又 は構成する予定の者（会社・団体等）の概要が分かる以下の資料を添付すること

- ・民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ・民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ・その他概要が分かる資料（パンフレット、リーフレット等）

過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無 有・無  
（該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。）

2. （略）

3. 事業の実施体制

※1：責任体制が把握できるように記載すること。

- 2：事業に関係する者の全体像が把握できるように記載し、コンソーシアムのメンバーとメンバーそれぞれの役割を記載すること。
- 3：補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。
- 4：事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の 状況 について記載すること。
- 5：本計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と事業実施主体の連系に係る契約の締結の 状況 について記載すること。

別紙様式第5号（営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業）

（略）

（別紙様式第5号）

営農型太陽光発電の高収益農業の実証事業に係る事業実施計画書

1. 事業実施主体及びコンソーシアムの構成員の概要

※事業実施主体及び事業実施主体が主導するコンソーシアムを構成している又は構成する予定の者（会社・団体等）について、営業経歴（沿革）などの概要を会社・団体等ごとに、記載すること。

※コンソーシアムを構成している また は構成する予定の者（会社・団体等）の概要が分かる以下の資料を添付すること

- ・民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ・民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前3か年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）及びその他必要に応じ財務状況に関する資料
- ・その他概要が分かる資料（パンフレット、リーフレット等）

過去3年以内における補助金等の交付決定取消の原因となる行為の有無 有・無  
（該当する場合には、その概要及び当該取消を受けた年月日を記載してください。）

2. （略）

3. 事業の実施体制

※1：責任体制が把握できるように記載すること。

- 2：事業に関係する者の全体像が把握できるように記載し、コンソーシアムのメンバーとメンバーそれぞれの役割を記載すること。
- 3：補助事業を実施できる能力、補助事業に係る経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する内容を示すこと。
- 4：事業運営に必要な関係法令等許認可の取得の 見通し について記載すること。
- 5：本計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとされている場合には、電気事業者と事業実施主体の連系に係る契約の締結の 見通し について記載すること。

4. 事業の内容

事業初年度の内容については実績を記載すること。それ以外の箇所で、初年度に記載した内容と異なる事項については下線を引き、異なる理由について明記すること。

(1) 現状の課題、事業の趣旨、目的

- ※1 現状の課題と事業実施内容の関係が分かるように記載すること。  
 2 事業の目的が、営農型太陽光発電の高収益農業の確立及び地域への普及に資するものとなっていることが分かるように記載すること。

(2) 事業のスケジュール

※コンソーシアムによる会議の開催時期も含め、事業全体の実施期間とスケジュールを明示した上で、申請した年度に行う取組が分かるように記載すること。

(3)・(4) (略)

(5) 営農型太陽光発電設備の設置を計画している又は設置済みの農地及び実施事業における対照区として使用予定の農地等の概要

①～④ (略)

⑤ 民間の土地に営農型太陽光発電設備を設置する場合又は、民間の既設の営農型太陽光発電設備を利用して実証試験をする場合はその理由及び妥当性

(6) (略)

(7) 営農に必要な農作業の期間

| 月   | 作付予定作物名 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-----|---------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 1年目 |         |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|     |         |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 2年目 |         |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|     |         |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

- ※1 作物ごとに栽培期間と代表的な作業の種別を記載すること。  
 2 営農型太陽光発電設備を交付金により導入する場合は、その工事期間と発電開始時期を記入すること。

(8)～(15) (略)

4. 事業の内容

**〔新設〕**

(1) 現状の課題、事業の趣旨、目的

- ※1 現状の課題と事業実施内容の関係がわかるように記載すること。  
 2 事業の目的が、営農型太陽光発電の高収益農業の確立及び地域への普及に資するものとなっていることがわかるように記載すること。

(2) 事業のスケジュール

※コンソーシアムによる会議の開催時期も含め、事業全体の実施期間とスケジュールを明示した上で、申請した年度に行う取組がわかるように記載すること。(現時点において次年度予算が確保されているものでないことに留意)

(3)・(4) (略)

(5) 営農型太陽光発電設備の設置を計画しているまたは設置済みの農地及び実施事業における対照区として使用予定の農地等の概要

①～④ (略)

⑤ 民間の土地に営農型太陽光発電設備を設置する場合または、民間の既設の営農型太陽光発電設備を利用して実証試験をする場合はその理由及び妥当性

(6) (略)

(7) 営農に必要な農作業の期間

| 月   | 作付予定作物名 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-----|---------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 1年目 |         |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|     |         |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 2年目 |         |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
|     |         |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

- ※1 作物ごとに栽培期間と代表的な作業の種別を記載すること。  
 2 営農型太陽光発電設備を交付金により導入する場合は、その工事期間と発電開始時期を記入すること

(8)～(15) (略)

別紙様式第6号 (メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業)

[新設]

年 月 日

食料産業・6次産業化交付金

(メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業) 実施計画書

(都道府県知事) 殿

所在地

事業実施主体名

代表者の役職及び氏名 印

食料産業・6次産業化交付金実施要綱(平成30年3月30日付け29食産第5353号農林水産事務次官依命通知)第5の1の規定に基づき、事業実施計画を提出する。

別紙様式第6号

食料産業・6次産業化交付金(メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業) 実施計画書

第1 事業実施主体の概要

- ※1 営業経歴(沿革)など事業実施主体の概要を記載すること。
- 2 組織運営の公開性(インターネットによる公表等)を示す内容を記載すること。

過去3年以内における補助金等の交付決定取消しの原因となる行為の有無 有・無  
(該当する場合には、その概要及び当該取消しを受けた年月日を記載してください。)

事業担当者名及び連  
氏名(ふりがな)

所属(部署名等)

役職

所在地

電話番号

FAX

|    |         |     |
|----|---------|-----|
| 絡先 | メールアドレス | URL |
|----|---------|-----|

(添付資料)

事業実施主体の概要（団体概要等）が分かる資料

- ・ 事業実施主体が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・ 事業実施主体が民間企業以外の者（地方公共団体を除く）である場合にあつては、定款及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
- ・ 事業実施主体が特任団体である場合にあつては、食料産業・6次産業化交付金の特任団体認定申請書

第2 総括表

| 事業種類 | 事業細目 | 事業費 | 負担区分 |        | 事業の委託  | 備考 |
|------|------|-----|------|--------|--|----|
|      |      |     | 交付金額 | 事業実施主体 |  |    |
|      |      |     |      |        | (1)委託先<br>(2)委託する<br>事業の内容及<br>びそれに要す<br>る経費 |    |
| 合 計  |      |     |      |        |  |    |

(注) 1 「事業種類」は、実施要綱別記5第1の1より、(1)又は(2)を記入すること。

2 「事業細目」は、実施要綱別記5第1の1より、(1)消化液等の利用促進活動の推進については、ア～ウを、  
(2)農林漁業者等への理解醸成の促進については、ア～オをそれぞれ記入すること。

第3 事業の内容

1 事業の目的

2 事業の内容

(1)「消化液等の利用促進活動の推進」、「農林漁業者等への理解醸成の促進」（共通）

ア 事業目標

目標年度：〇〇年度

目標（達成すべき成果）

(注1) 目標（達成すべき成果）欄には、定性的な目標だけでなく、定量的な目標についても必ず記載すること

具体的な数値目標等の記載例

- ・ 普及啓発活動等により、●年までに、メタン発酵消化液の 利用量（又は、発生量に対する 利用率）を年間●0（●%）とする。
- ・ 普及啓発活動等により、●年までに、農林漁業者等に対する消化液等の肥料利用の呼びかけを●件行う（又は、農林漁業者等から消化液等の肥料利用の確約を●件得る。）。
- ・ 普及啓発活動等により、●年までに、消化液等の肥料としての受入先を●件獲得する（若しくは、利用量●L（●kg）を達成する。）。

(注2) 成果(実績)欄は、事業終了後速やかに記載すること。

イ 消化液等の肥料利用を促進することを目的に組織した協議会等の設立について

設立済み  事業採択後速やかに設立予定 (いずれかを選択)

ウ 行政施策との関連性について

関連する行政施策

(注1) 都道府県バイオマス活用推進計画、市町村バイオマス活用推進計画、SDGs 未来都市、バイオマス産業都市等、本事業に関連する施策を記入する。

(2) 「消化液等の利用促進活動の推進」を実施する場合に記載する

ア 活動内容

メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業の(1) 消化液等の利用促進活動の推進において実施できるとしている以下の取組のうち、予定している活動内容を可能な限り具体的に記載

- ・ 消化液等の肥料としての有効性についての情報収集及び見識の共有
- ・ 消化液等を肥料として利用するための課題の抽出
- ・ 抽出した課題の解決方法等の検討
- ・ 消化液等を有効利用するためのロードマップ等の作成
- ・ 消化液等の肥料利用が良好になされている先進地の視察(視察予定地等)

イ 報告書の作成

| <u>作成部数</u> | <u>主な配布先</u> | <u>HP公表先(予定)</u> | <u>備考</u> |
|-------------|--------------|------------------|-----------|
| 部           |              |                  |           |

(3) 「農林漁業者等への理解醸成の促進」を実施する場合に記載する

ア 活動内容

メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業の(2)農林漁業者への理解醸成の促進において実施できるとしている以下の取組のうち、予定している活動内容を可能な限り具体的に記載

・消化液等の肥効分析(分析項目、分析回数等)

・現地での肥料散布調査・実証(実施予定地、面積、散布量、栽培品種、実証期間等)

・上記の結果や調査・実証で得られた結果等を用いた農林漁業者等への啓発活動(普及啓発資料の作成・配布、研修会の開催、消化液等のサンプル提供等)

イ 報告書の作成

| 作成部数 | 主な配布先 | HIP公表先(予定) | 備考 |
|------|-------|------------|----|
| 部    |       |            |    |

第4 協議会等の概要

1 協議会等の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の役職及び氏名

4 設立年月日

5 協議会等を構成している(する)者(会社・団体等)の概要

| 団体、個人名等   | 担当分野   |
|---|--|
| (例)<br>・JA〇〇<br>・〇〇株式会社<br>・農林次郎<br>・〇〇株式会社<br>・農林次郎(農家)<br>・〇〇食品株式会社<br>・〇〇市農林課<br>・農事組合 | ・営農指導<br>・有識者会議委員<br>・有識者会議委員<br>・肥効分析会社<br>・有識者会議委員<br>・肥料提供者<br>・事務局<br>・肥料需要者代表(実施ほ場提供) |

6 設立目的

7 事業の内容

8 添付書類

【設立済みの場合】

(1) 定款、組織規定、経理規定等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等

(2) 本事業のために新たに設立した場合は、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）

【事業採択後設立予定の場合】

(1) 設立に向けた関係者の協議・調整等を示す書類（協議会等に参加を予定している者の参加意思表明書、設立に関して合意した会議の議事録又は仮合意書等）

(2) その他参考資料（定款、組織規定、経理規定等の組織運営に関する規約の案（又はこれに準ずるもの）等）

注 各項目の記載内容については、（予定）と記載すること